

ヘルシーユース かごしま

No.24

有害環境から青少年を守りましょう！



青少年を健全に育てるのは大人の責任です。

「青少年は地域で育む」、「青少年育成は大人の責任」という観点に立ち、
子どもを取り巻く社会環境を見直し、整備していく姿勢が求められます。

ふるさと 郷土に学び・育む青少年運動

毎月第3土曜日は

青少年育成の日 【地域ぐるみで青少年育成】

毎月第3日曜日は

家庭の日 【家族のふれあいの促進】

毎月19日は

育児の日 【家庭・地域・職場で子育て応援】

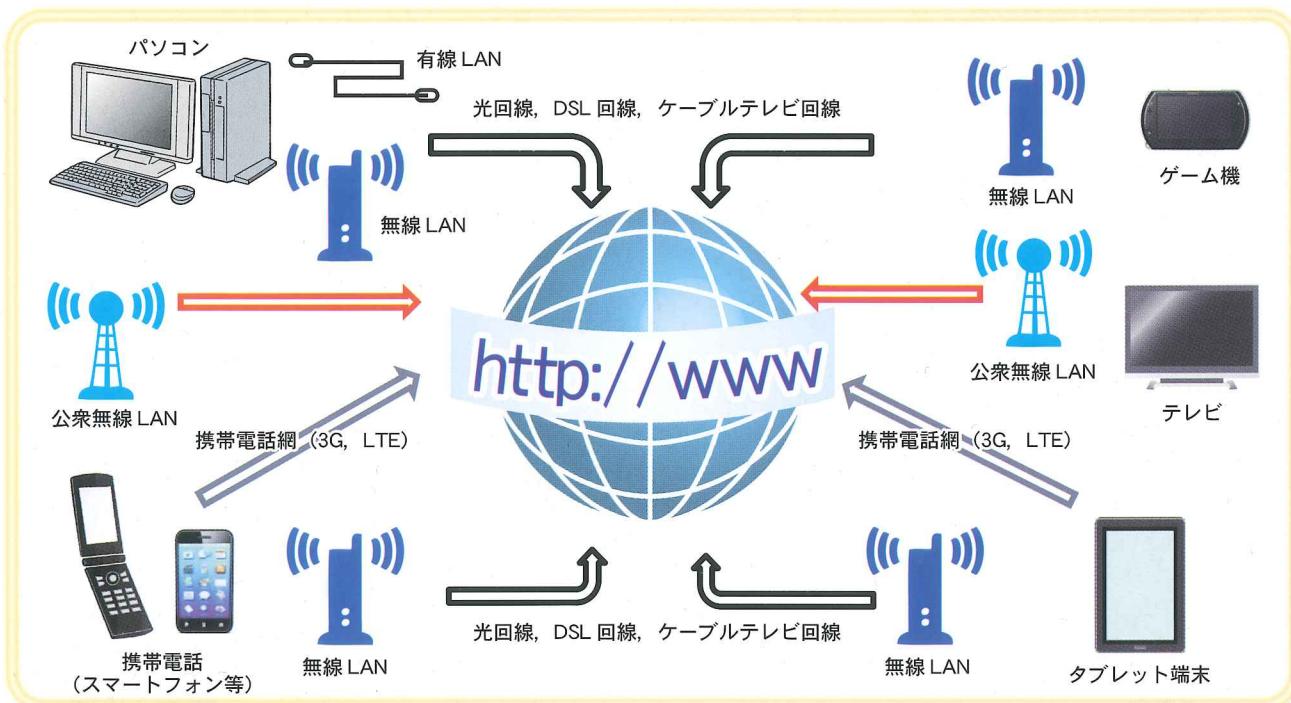
広がるインターネット利用環境への対応

インターネットは、社会・経済等の活動基盤として、あるいは日常生活のあらゆる場面で利用され、青少年をはじめ人々に広く浸透しています。

また、インターネットに接続できる機器は、パソコンやスマートフォンなどの携帯電話のほか、ゲーム機、テレビなどに広がり、また、接続環境は従来の回線に加え、無線LAN(Wi-Fi)による接続など多様化しています。

このように、インターネットは有用で便利なツールですが、心身が未発達な青少年が閲覧するには望ましくない違法・有害情報も数多く流通しています。

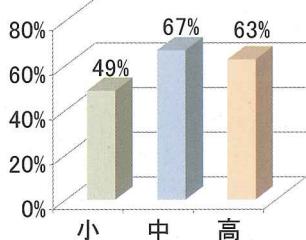
そのため、青少年のインターネット利用について、保護者はどのように対応していくべきなのか改めて考えてきましょう。



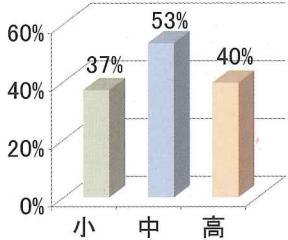
青少年のインターネット端末の所持状況

(資料:鹿児島県教育庁「平成24年度携帯電話・インターネット利用実態調査」)

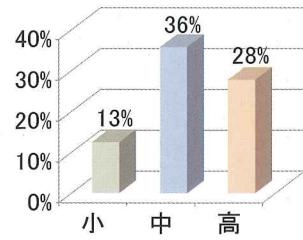
●インターネット端末所持率
(携帯電話以外でネットに接続できる機器)



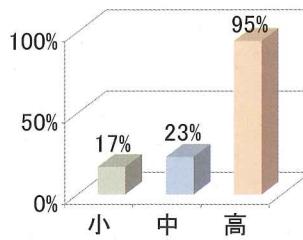
●自分専用ゲーム機所持率



●自分専用PC所持率



●自分専用携帯電話所持率



今、保護者が対応しなければならないこと！

インターネット・リテラシー教育

青少年がインターネット上の情報を適切に判断し、取捨選択できる活用能力を習得できるように教育していく必要がある。

情報モラル教育

インターネットを利用して、無意識のうちに個人情報を掲載したり、あるいは他人を誹謗中傷するような書き込みをしないように教育していく必要がある。

フィルタリングの設定

青少年がインターネットを利用して有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする環境をつくる必要がある。

子どもの携帯電話には必ずフィルタリングサービス！

子どもを有害情報やネットトラブルから守るために、必ずフィルタリングを設定しましょう。

フィルタリング

インターネット上のサイトなどを、一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能

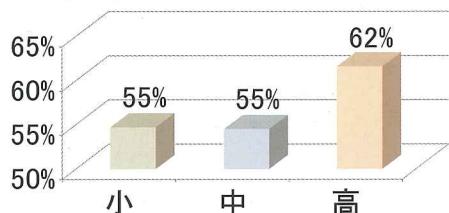


青少年のフィルタリング設定状況

(資料:鹿児島県教育庁「平成24年度携帯電話・インターネット利用実態調査」)

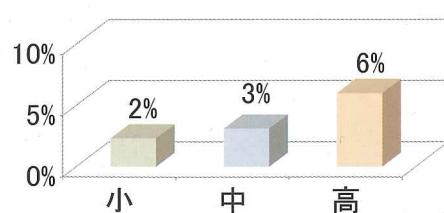
携帯電話のフィルタリング設定率

(自分専用携帯電話所持者でフィルタリングを設定している者)



フィルタリングの解除率

(自分専用携帯電話所持者でフィルタリングを解除した者)



平成21年に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備等に関する法律」により、青少年が携帯電話でインターネットを使用する場合は、原則、フィルタリングサービスの設定が義務化されています。

平成24年上半期の警察庁調査によると、青少年のインターネット利用に関する福祉犯被害者のうち、94%が携帯電話フィルタリングを設定していなかった実態が判明しています。

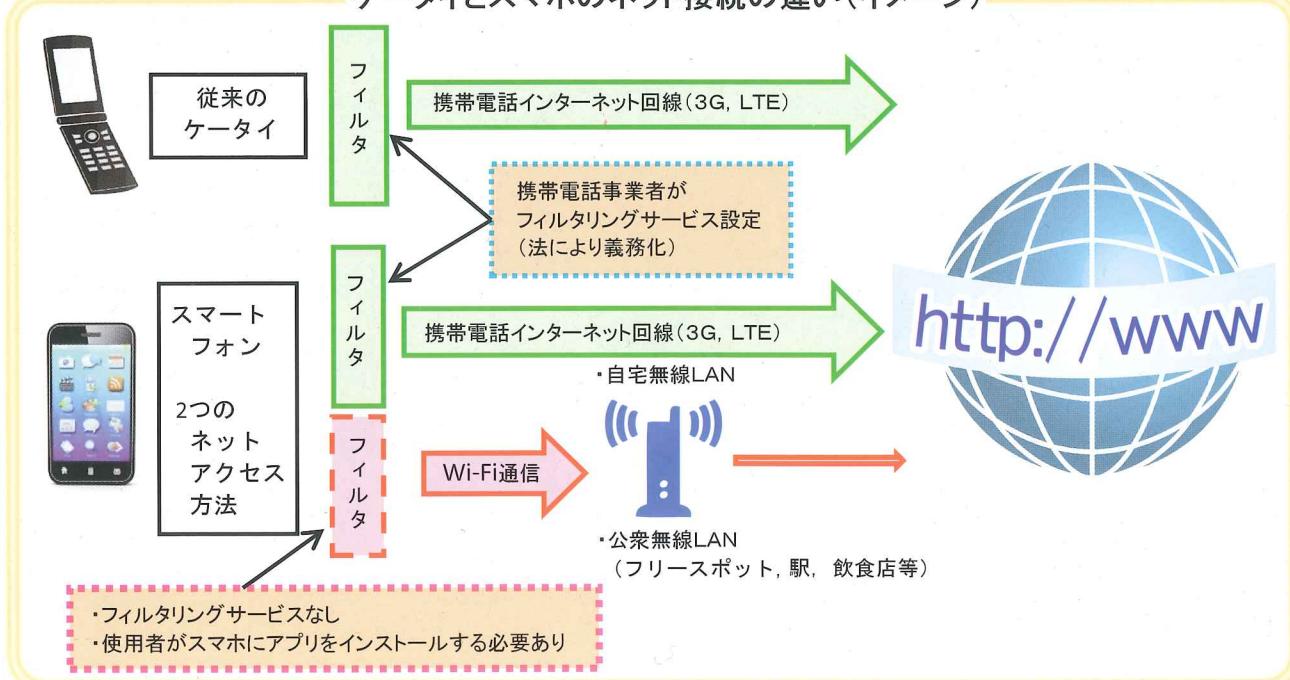
スマートフォンのフィルタリングは要注意！

スマートフォンは、インターネットに接続できる回線が2通り！

1つは、携帯電話通信回線で、フィルタリングサービス（無料）は一般的な携帯電話と同様です。

もう1つは、無線LAN(Wi-Fi)を使っての接続で、この場合は、フィルタリングソフト（アプリ）をスマートフォンにインストールする必要がありますので、携帯電話販売店で、詳しい説明を受けるようにしましょう。

ケータイとスマホのネット接続の違い（イメージ）



保護者の皆さんへ

「青少年のインターネット利用」どこに問題があるのでしょう？

事例 1

インターネット上には、出会い系、アダルト、自殺、残虐・暴力、違法薬物など、違法・有害情報が氾濫！青少年が閲覧、視聴することによって、与える影響は大きい！

《最近のネット事件》

- ・中学生によるフィッシングサイト開設による不正アクセス事件
 - ・ネットゲーム仲間男女5人によるネット広告の覚せい剤密売事件
 - ・中学生による小学生への暴行動画をネットへ投稿した事件
 - ・児童ポルノ画像をネットへ投稿した事件
- など

◎青少年が陥りやすいトラブル等

- ・アダルト、残虐、暴力などのサイトを閲覧・視聴することによって、様々な影響を受け、性的・暴力的な逸脱行為を誘発するおそれがある。
- ・違法薬物サイトを閲覧し、興味本位で薬物を乱用するおそれがある。
- ・利用した覚えのない料金を請求されることがある。(架空請求)
- ・「無料」と表示されたサイトや有料サイトの利用で高額の料金を請求されることがある。(高額請求)
- ・サイトの入口で1回クリックすると会員登録料などの料金を請求されることがある。(ワンクリック詐欺)



フィルタリングによるアクセス制限により対応可能です。

事例 2

青少年の携帯電話によるインターネットの不適切な利用によって、犯罪の被害者となったり、トラブルに巻き込まれたりするケースが後を絶ちません。

中でも、プロフィールや掲示板などのサイトを通じて、面識のない人と出会い、性的な犯罪被害に遭うケースが多発！

《被害に至る利用実態》

- ・スマートフォンによる「無料通話アプリ」のメッセージ交換
 - ・携帯ゲームなど「SNS」によるプロフや掲示板などを利用
 - ・出会い系サイト利用
- など

◎青少年が陥りやすいトラブル

〈プロフィール（プロフ）〉

自己紹介サイト（自分のプロフィールのほか、写真を掲載したり閲覧した人がメッセージを残したりする掲示板がある。）

- ・住所や連絡先など個人情報が流出するおそれがある。
- ・書き込みにより、いじめなどを誘発することがある。
- ・悪意ある大人に利用されると、性犯罪などの被害に遭うことがある。



フィルタリングによるアクセス制限により対応可能です。

ネットの危険性を教え、情報を判断する力を身にさせつけましょう。

名前や住所、電話番号など個人情報は絶対に掲載しないよう指導しましょう。

また、閲覧できる人を友達や家族に限定するなどしましょう。

事例③

ブログや掲示板での書き込みが発端となるネットいじめなどが大きな社会問題！軽い気持ちでの発言や書き込みが、思わぬトラブルや犯罪につながります。

◎青少年が陥りやすいトラブル

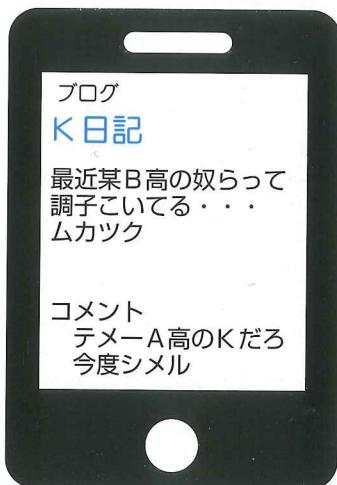
〈ブログ〉

個人で作る日記風サイト（日記のほか、写真の掲載を掲載したり、閲覧した人がコメントしたりすることができる。）

- ・軽い気持ちで書いた日記やコメントがきっかけとなって、いじめなどを誘発することがある。
- ・傷害や恐喝などの事件にも発展するおそれもある。



「日記」と言ってもインターネット上では誰でも見ることができます。相手の立場や気持ちを考えて、思いやりのある発言ができるように指導しましょう。



〈学校裏サイト〉

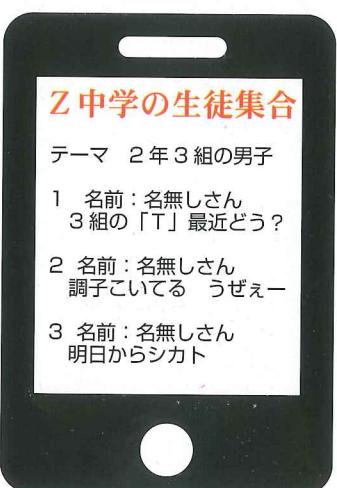
学校が作った公式サイト以外の、生徒や卒業生が作る簡易なサイト（掲示板などを利用して、在校生や卒業生のみで情報交換を行うことができる。）

- ・特定の生徒の中傷に発展しやすく、根拠のない誹謗中傷が書き込まれることがある。



匿名の掲示板では、誇張した表現や嘘、デマのほか、他人になりすまして中傷するケースも多いようです。

このようなサイトは閲覧させないようにしましょう。



〈掲示板〉

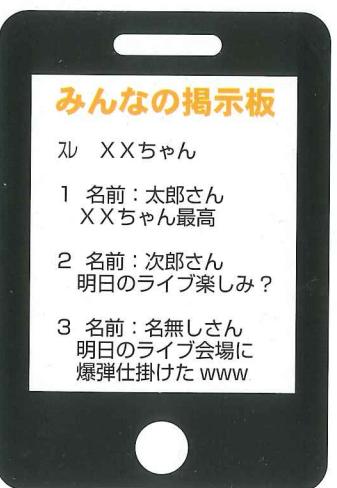
誰でも、閲覧や記事の投稿、記事へのコメントができるサイト

- ・イタズラのつもりで実際に「〇〇を爆破する」「△△殺す」などと書き込みをして、威力業務妨害や脅迫などの罪を問われることがあります。



サイトへアクセスすると必ずログ（記録）が残り、匿名であっても書き込んだ機器はわかります。

インターネット上でも常識ある行動ができるように指導しましょう。



保護者の皆さんへ

子どもをインターネットのトラブルや犯罪から守れますか？

インターネットのトラブルは県外の話ではありません。鹿児島でも起こっているのです！

◎青少年が陥りやすいトラブル等

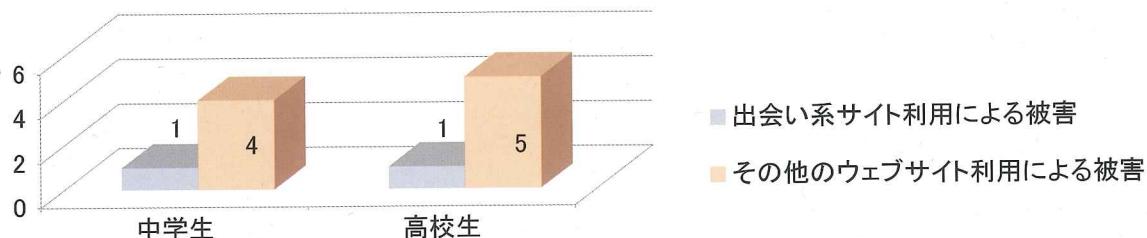
(資料：鹿児島県教育庁「平成24年度携帯電話・インターネット利用実態調査」) (単位：人)

サイトの種類	利用実態	小学校	中学校	高校
プロフ ブログ 掲示板	1 閲覧のみ	14,755	14,866	10,946
	2 利用体験あり	4,385	9,377	15,370
	3 交流体験あり	250	1,307	1,366
	4 2, 3のうち困ったことあり	84	263	497
学校非公式 (学校裏サイト)	1 閲覧のみ	3,034	4,929	4,704
	2 利用体験あり	301	698	534
	3 交流体験あり	25	43	43
	4 2, 3のうち困ったことあり	10	43	104
出会い系 成人向け	1 閲覧のみ	2,991	5,227	7,277
	2 利用体験あり	181	814	1,436
	3 交流体験あり	39	93	94
	4 2, 3のうち困ったことあり	17	115	208

※ 利用体験あり：書き込みやダウンロードなど利用したことがある者 ※交流体験あり：そのサイトで知り合った人がいる者

◎県内の出会い系サイト等による青少年の犯罪被害状況

(資料：鹿児島県警察本部「平成23年少年白書」)



◎子どもをインターネットトラブルから守るためのチェックシート

子どもの携帯電話フィルタリング

設定していますか？子どもに頼まれて、解除していませんか？

「子どもがケータイで何をしているかわからない」という声があります

あなたはそうなっていませんか？

子どもがよく利用しているサイト

あなたはご自身で操作し、閲覧したことがありますか？

子どもが利用する携帯電話の利用料金

高額な請求がきたことはありませんか？

子どもの睡眠時間

睡眠時間を削って夜中までケータイを使っていませんか？

携帯電話の利用ルール

家庭のルール（有害サイトは見ない、書き込みはしないなど）はありますか？家庭で話し合ったことがありますか？



インターネットの実態を保護者が認識し、家庭での話し合いを通じ、ネット活用術を指導しましょう。

違法薬物や脱法ドラッグにご注意！

最近、「合法ハーブ」、「お香」、「アロマ」などと称した商品がインターネット上で販売されています。

こうした商品を使用した人が、意識障害、おう吐、けいれん、呼吸困難などにより死亡、重体に至る事件・事故が多発しています。

また、麻薬、大麻などの薬物と同じ作用を有する成分を含む商品も多く、大変危険ですので絶対に手を出してもいけません。



脱法ドラッグに関連する事件・事故

H24.5 脱法ドラッグを吸った男が、妄想や幻覚にとらわれた状態で車を運転し、女性をはね重傷を負わせ逃走。

H24.5 脱法ドラッグを吸った男が、吐き気や体の震えを訴え病院へ救急搬送。

H24.8 脱法ドラッグを吸った男性が、突然道端で暴れ出し、通行人5人が負傷。

薬物乱用とは

薬物乱用とは、病気などの治療に使用する医薬品を医療目的以外で使用したり、医薬品でない薬物を不正に使用することです。例えば、不眠症でないのに酩酊感を味わうために睡眠薬を飲んだり、快楽を得るためにシンナーを使用したりすることです。

たとえ1回であっても、このような目的で使用した場合は、薬物乱用にあたります。

薬物乱用の恐ろしさ

薬物乱用の恐ろしさは、何回も繰り返して使用したくなる「依存症」を持つてしまうこと。そして、繰り返し使用しているうちに「耐性」を持つてしまうことです。

このような状態になると、自分の意思では薬物をコントロールできなくなり、身体と精神がむしばまれてしまうのです。

大麻の乱用が若者の間で広がっています

大麻（マリファナ）の使用は、副作用や依存症の強い麻薬への使用の契機になると言われています。

インターネットの普及により、大麻の種や栽培・吸引用具がネット上で販売されたり、また、大麻には害がないといった誤った情報により、興味本位で使用する若者が増加しています。

社会全体で、もう一度その危険性を認識し、薬物の乱用を許さない環境をつくりましょう。

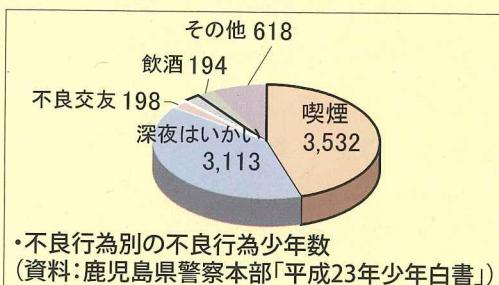
青少年の飲酒・喫煙防止にご協力を！

青少年の飲酒は、成長期における身体に悪影響を及ぼすだけでなく、急性アルコール中毒から「死」に至ることもあります。喫煙についても、成長期における身体に悪影響を与えます。

規範意識が低下？

「子どもでも少しの飲酒は構わない」とか「タバコは外で吸わなければいい」といった間違った風潮が見受けられます。

子どもの身体に及ぼす悪影響や飲酒・喫煙が非行の入口となったり、事件・事故の引き金となる場合があることを認識し、青少年の飲酒・喫煙防止に社会全体で取り組みましょう。

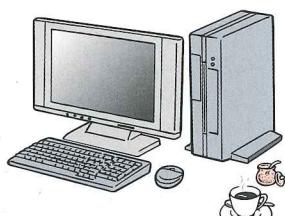


青少年の深夜はいかいは危険！

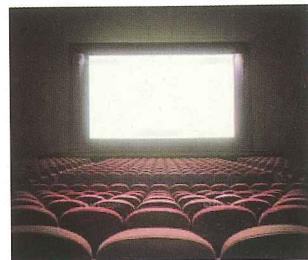
鹿児島県では、青少年保護育成条例により、青少年は保護者同伴であっても、深夜にゲームセンターなどの施設への入場は禁止されています。



●カラオケボックス



●インターネットカフェ・
漫画喫茶



●映画館

●ボウリング場、ショッピングセンターなどのゲームコーナー（※風営法該当のゲームセンターは十六歳未満は午後六時、十八歳未満は午後十時以降は入場できません。）

午後 11 時から翌日の午前 4 時

鹿児島県青少年保護育成条例第 7 条

- 1 興行場を経営する者若しくは興行を主催する者又は設備を設けて客に遊戯、図書等の閲覧若しくは視聴、インターネットの利用又はスポーツを行わせる営業で規則に定めるものを営む者（以下「興行者等」という。）は、深夜に、当該興行又は営業の場所に、青少年を立ち入らせてはならない。
- 2 興行者等は、深夜に興行又は営業を営むときは、入口の見やすい場所に、青少年の立入りを禁ずる旨表示しなければならない。

【罰則】青少年を深夜に立ち入らせた者は、20万円以下、深夜立入禁止の表示義務違反は、10万円以下の罰金又は料料

- 青少年は、基本的生活習慣を身につける事が大事！
- 深夜は、非行に誘われたり、不慮の事件・事故に巻き込まれるおそれが多い！

【午後 10 時から翌日の午前 4 時までの間の主な犯罪発生割合】

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
凶悪犯(殺人・強盗など)	約26%	約25%	約23%	約28%
粗暴犯(傷害、恐喝など)	約33%	約29%	約31%	約33%

(資料:鹿児島県警察本部「鹿児島の犯罪(刑法犯罪種別発生時間帯認知件数)」)

子どもを連れての深夜外出

ライフスタイルの多様化、深夜営業店舗などの増加に伴い、小さい子どもを連れた家族を深夜に見かけることが多くなっていると言われています。

子どもを連れての度重なる深夜外出によって、

- ・十分な睡眠がとれないなど、生活のリズムが不規則になると、結果的に様々な心身の不調を引き起こすおそれがあります。
- ・保護者の子どもへの注意が散漫になり、連れ去りやわいせつなどの犯罪に巻き込まれる危険性があります。



子どものうちに基本的な生活習慣・リズムを身につけることが重要です。
子どもの健やかな成長を考え、子どもを連れての深夜外出は控えましょう。